

税理士法人・社労士法人

合同WEBセミナー 第1弾 (2月4日開催報告)



今回のセミナーでは以下のポイントを解説しました。

- 1. ルール作り** 定義、規定、機器、費用負担、トラブル発生時の対応
- 2. 勤務管理** 勤務日数、勤務時間、勤務場所、コミュニケーション
※テレワーク実施時でも労働基準法が適用される
- 3. セキュリティー** 勤務環境、社内への接続方法、データ管理、印刷物

今後取り扱ってほしいテーマも募集しております！お気軽にご意見お寄せください。

税理士法人 TOPICS

■ 事業再構築補助金 (中小企業等事業再構築促進事業)

新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等の事業再構築支援事業の申請が始まりました。申請にはいくつかの要件がございます。例えば、取り組もうとする「ものづくり」「サービス」が初めての経験であることや競合他社の多くが既に製造等している製品等でないことなどがございます。詳細につきましては、弊社までお問い合わせ下さい。

■ 確定申告期限延長

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日(木)まで延長されました。これに伴い、振替納税日についても以下の通り延長されています。

- 申告所得税 令和3年5月31日(月)
- 個人事業者の消費税 令和3年5月24日(月)

社労士法人 TOPICS

■ 雇用調整助成金

現行の特例措置(※)を一律で適用するのは4月末までとなり、5月～6月は経営状態や新型コロナウイルスの感染状況によって特例を設けることとされています。7月以降は、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置、特例措置が更に縮減されます。(※)一定の大企業・中小企業の全てについて、令和3年1月8日以降4月末までの休業等については、雇用維持要件を緩和し、令和3年1月8日以降の解雇の有無により、適用する助成率(最大10/10)が判断されます。

■ 産業雇用安定助成金

雇用維持を目的とした在籍型出向(雇用シェア)の取り組みを支援するため、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が「出向」により労働者の雇用維持を図る場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部が助成されます(令和3年2月5日創設)。



税理士法人
代表・税理士 内藤 克

フリーランスは雇用か請負か

最近「フリーランス」という言葉をよく耳にするようになりました。フリーランスとは、会社や団体と雇用契約を結ばずに、独立して業務を行う働き方のことです。クリエイティブな仕事や新しい働き方のような響きがありますが、税務上は「個人事業主」に該当しますので、確定申告をすることになります。

フリーランスとして業務を行っている場合、実質的に発注事業者の指揮命令を受けて仕事に従事していると判断され、「雇用」に該当する場合には、労働関係法令が適用されます。また、税法上も「業務委託契約」を締結してその契約に基づいて報酬を支払っていても税務署に否認されて「給与」扱われる事例はよく見かけます。

政府は、フリーランス化が進むことによりフリーランスが苦しい立場に追い込まれないよう「ガイドライン」を設け、下請法や独占禁止法をもとに働ける環境を整備していく方向です。

税法上は、発注者側にとってメリットのある「業務委託化」であっても認められないことがありますので以下の注意が必要です。

【発注者側の注意点】

源泉所得税の扱いが異なります

業務委託の場合はそもそもその業務が「源泉所得税の対象にならない」こともありえます。源泉税の対象となる業務は、所得税法 204 条 1 項に限定されており（作家、カメラマン、弁護士、プロゴルファーへの報酬など）、それ以外は対象外となります。給与に該当する場合は「給与」としての源泉徴収が必要です。

消費税の扱いが異なります

業務委託の場合はそのフリーランスに支払った報酬には消費税が含まれているとみなして「仕入税額控除」ができます。つまり納付する消費税が減ることになります。給与に該当する場合は仕入税額控除はできません。

【フリーランス側の注意点】

所得区分が給与とされた場合、当然必要経費が認められません。一方、消費税の納税義務がなくなります。



社会保険労務士法人
社労士 碓井 健一

70歳まで働くために

近年減少局面を迎えております日本の総人口をご存知でしょうか。

令和元（2019）年10月1日現在、日本の総人口は、1億2,617万人。65歳以上人口は、3,589万人。総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は28.4%で、総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和47（2065）年には38.4%に達し、国民の約2.6人に1人が65歳以上の者となる社会が到来すると推計されています。（内閣府のHPより）

急速に進行する少子高齢化社会に向け、改正高齢者雇用安定法が令和3年4月1日施行されました。

改正法では、65歳から70歳までの就業機会を確保する努力義務が新設されました。が、将来的な「義務化」が予想されています。

65歳、70歳まで働くことが当然の時代と認識される中、2019年度に実施された、入社半年および2年以内の若手社員を対象にした転職に対する意識調査の結果、約半数が既に転職活動を行っているか、もしくは検討していると回答しています。同じ会社で定年まで働くのではなく、必要に応じて転職することが当然という認識が強まっているようです。

また、大学生（2020年卒）の就職先選択の基準においては「自らの成長が期待できる」との回答が1位となっています。これも、長いキャリアの中で安定的な仕事をしていくためには、いつでも転職できるだけの高い「雇用される能力」が必要であるとの裏返しと考えることができるのではないのでしょうか。

デジタル技術等が進展するなか、ニーズが変わり、それに適えるためにビジネスモデルが変わる変革の時代です。70歳まで働くためには、これまでのビジネスキャリアを2度リスタートする気持ちがないと難しいのではないのでしょうか。



西田司法書士事務所
司法書士 西田 誠

相続させる遺言(特定財産承継遺言)と遺言執行者

すでに施行されている新民法 1014 条 2 項に定義されている、相続させる遺言（特定財産承継遺言）とは、遺言の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる遺言をいいます。

特定財産承継遺言による遺産承継は相続を原因とする承継の一種であり、この遺言によって承継する財産の放棄は「相続放棄」の手続によるべきとされています。この遺言の執行に関する遺言執行者の権限が明確にされました。

そもそも遺言は法定相続を変更する内容が多いので、従来、遺言の利益を実現することは他の相続人と対立することが常でありました。

改正前の民法では、遺言執行者は「相続人の代理人」とみなされていましたが、誰のために職務執行をするのか、よくわからないことがありました。そこで改正民法 1012 条 1 項では、「遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する」と明記されました。

そして同条 3 項では受任者の義務等が準用されていて、遺言執行者に預貯金契約の解約権限が付与されることになりました。現行の銀行実務においても、遺言執行者が預金の解約及びその払戻しを求めてきた場合には応じています。逆に、預金口座の名義を受遺者に変更して、その口座を維持する取り扱いはされていません。このことが明確になったと思われます。

そして、改正前民法では遺言執行者の復任権について、やむをえない事由がなければ、第三者にその任務をおこなわせることができないとされていましたが、改正法では、この復任権の範囲を広げて、遺言執行者の責任で第三者にその任務をおこなわせることができるようになりました。

一般に、遺言によって遺言執行者を指定する場合は相続人が指定されることが多く、難しい法律問題を検討して適切に遺言執行をすることが困難な場合もあり得ることから、復任権が緩和されたと思われる。



安全サポート株式会社
取締役 倉持 与四郎

企業による海外派遣者の新型コロナ対策

海外のパンデミック対応計画を策定していた企業はほとんどなかったため、新型コロナ対応では準備していなかった事にいきなり対応せざるを得ませんでした。

いまだに海外派遣者の新型コロナ対策を模索されている企業も多いと思われるため、弊社がアドバイスしている渡航 / 帰国 / 残留判断の手順を紹介します。

- ① 渡航の必要性を精査
- ② 渡航者から感染リスクの高い人を除外
- ③ 国ごとの環境を確認
- ④ ワーストシナリオの想定と本社・渡航者間の情報の共有（感染し重症化した場合、感染拡大により緊急退避する方法など）
- ⑤ 渡航後の感染防止対策、退避決定プロセス策定

重要なのになかなか入手できないのは国ごとの環境に関する最新データです。具体的には、感染者数・死亡者数の状況、医療環境（医療水準、コロナに感染した場合の指定病院、ベッド占有率）、入国制限（フライト、検疫、隔離の有無）、当該国内の移動制限などです。

なお、忘れてはならないのが、海外危機管理の対象は新型コロナだけではないということです。従来からあったデモ・暴動、政変、犯罪被害、テロ、脅迫、誘拐等の脅威に新たに新型コロナが追加となり、海外危機管理の必要性はさらに高まりました。一般の病気・ケガでも日本までの医療搬送は、コロナ前と比較するとかなり困難になっています。この機会に、自社の海外危機管理体制を見直してみたいいかがでしょうか。

弊社では、30分 WEB 無料相談を受け付けております。「新型コロナ対策」として国ごとの環境の最新データご提供と対策のご提示、「ミャンマー対策」として最新情報に基づいた安全対策のご提示、「海外危機管理体制の見直しや危機管理コスト削減対策」へのアドバイスが可能です。

<編集発行>



〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階
 税理士法人 TEL: 03-6551-2535/FAX: 03-6551-2534
 社労士法人 TEL: 03-6551-2540/FAX: 03-6551-2541
 司法書士事務所 TEL: 03-6551-2533/FAX: 03-6551-2534
<http://s-arc.com/>

税理士法人・社労士法人は

Facebookにて
最新情報をお届けしております。



お待ちしております！

